

クラウドサーカス ソフトウェア共通約款

第1条 (定義)

本書で用いられる用語の定義は以下の各号のとおりです。

- (1) 「当社」とは、クラウドサーカス株式会社をいいます。
- (2) 「本共通約款」とは、クラウドサーカス ソフトウェア共通約款をいいます。
(URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_common.pdf)
- (3) 「本ソフトウェア」とは、本共通約款が適用されるソフトウェアをいい、その一覧は、下記のリンクのとおりです。
(URL: https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/software_list.pdf)
なお、原則として、本ソフトウェアには、お申込者向けにカスタマイズされたソフトウェアは含まれません。
- (4) 「ソフトウェア別特約」とは、本共通約款の内容を補完することを目的として、当社がソフトウェア毎に定めた特約をいいます。
- (5) 「本共通約款等」とは、本共通約款及びソフトウェア別特約の総称をいいます。
- (6) 「本契約」とは、本共通約款等に規定された事項を契約内容とする当社とお申込者間の契約をいいます。
- (7) 「CCC」とは、本ソフトウェアに関する各種申込み及び変更手続きをすることができる Web ブラウザプラットフォーム「Cloud CIRCUS Console」をいいます。
- (8) 「登録コンテンツ」とは、お申込者が、本ソフトウェアに登録したコンテンツ及び本ソフトウェアを使用して第三者に公開又は送信したコンテンツをいいます。
- (9) 「フリープラン」とは、本契約のうち、対価が無償のものをいいます。
- (10) 「有償プラン」とは、本契約のうち、対価が有償のものをいいます。
- (11) 「プランアップ」とは、フリープランから有償プランへ移行すること及び有償プランから、より上位の有償プランに移行することをいいます。
- (12) 「プランダウン」とは、有償プランから、より下位の有償プランに移行することをいいます。なお、有償プランからフリープランに移行することはできません。
- (13) 「ログイン ID 等」とは、お申込者が CCC 又は本ソフトウェアにログインして当社から役務の提供を受けるために必要な ID 及びパスワードをいいます。
- (14) 「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」をいいます。
(URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment.html)
- (15) 「委託個人データ」とは、当社が、お申込者から取り扱いを委託された個人データをいいます。
- (16) 「本 AI 生成物」とは、本ソフトウェアが AI を利用したソフトウェアである場合に、お申込者が本ソフトウェアを利用して AI で生成した文章、画像、音声、音楽、動画、プログラムコードその他の生成物をいいます。

第2条 (本共通約款の目的)

1. 本共通約款は、本ソフトウェアに共通して適用される使用許諾条件を定めることを目的とします。

2. お申込者が当社の以下の各号の本ソフトウェアを使用するときは、本共通約款の規定に加えて、下記のソフトウェア別特約の規定が適用されます。

(1) ActiBook

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/actibook/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/actibook/)

(2) AppGoose

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/appgoose/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/appgoose/)

(3) BowNow

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bownow/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bownow/)

(4) CIRCUS Ads

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_ads/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_ads/)

(5) CIRCUS MyAgent

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_myagent/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_myagent/)

(6) CIRCUS CRM

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_crm/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_crm/)

(7) CIRCUS db

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_db/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/circus_db/)

(8) COCOAR

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cocoar/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cocoar/)

(9) CMP powered by webtru

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cmp/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/cmp/)

(10) CMS Blue Monkey

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bluemonkey_terms/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/bluemonkey_terms/)

(11) creca

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/creca/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/creca/)

(12) CrowdBooth

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/crowdbooth/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/crowdbooth/)

(13) Fullstar

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/fullstar/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/fullstar/)

(14) IZANAI

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai/)

(15) IZANAI powered by OpenAI

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai_openai/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/izanai_openai/)

(16) LESSAR

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lessar/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lessar/)

(17) LP Builder powered by Slideflow

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lpbuilder/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/lpbuilder/)

(18) Metabadge

[\(https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/metabadge/\)](https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/metabadge/)

(19) Plusdb

https://cloudcircus.jp/company/info/agreement_soft/plusdb_terms/

3. 本契約の申込書、ソフトウェア別特約及び本共通約款の規定が重複又は矛盾する場合の優先適用順位は以下の各号のとおりです。
 - (1) 第1順位 ソフトウェア別特約
 - (2) 第2順位 本共通約款
 - (3) 第3順位 本契約の申込書又は CCC の本ソフトウェアの申込画面の内容
4. お申込者と当社間で売買基本契約、業務委託基本契約その他継続的取引の基本契約（契約の名称は問いません。）を締結した場合、これらの基本契約等の契約条件は、本ソフトウェアの使用許諾には適用されません。
5. 本ソフトウェアは、EU 一般データ保護規則（GDPR）、英国データ保護法（UKDPA）、米国カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018（CCPA）及びその他外国のプライバシー法に対応していません。
6. 本ソフトウェアの API を利用する者は、次の「クラウドサーカス API 利用規約」に同意するものとします。
(URL : https://cloudcircus.jp/dcms_media/other/api_agreement.pdf)

第3条 （約款の変更）

1. 当社は、当社のホームページに1カ月以上前に告知することで、本共通約款等を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本共通約款等を変更することができます。
2. お申込者が本共通約款等の変更に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用することができません。
3. お申込者が、本共通約款等の変更又は本ソフトウェアの料金の改定に同意しないときは、第1項に定める告知期間内に当社に通知することで、本契約を解除することができます。本項に基づく解除の効果は、将来に向かってのみ生じ、過去に遡及しません。

第4条 （CCC の利用）

1. お申込者が CCC の利用を希望するときは、CCC 上で利用申込みを行います。
2. お申込者が CCC の利用を申し込む際には、真正な情報を記入し、虚偽の内容又は実在しない名称等で CCC の利用申込みを行うことはできません。
3. 当社は、受注審査の結果、お申込者からの CCC の利用申込みをお受けできないことがあります。
4. CCC の利用料は無償とします。
5. 当社がお申込者による CCC の利用を承諾したときは、申込者に対して CCC のログイン ID 等を交付します。

第5条 （本契約の申込及び成立）

1. お申込者は以下の各号のいずれかの方法で本契約を申し込みます。
 - (1) 当社所定の本ソフトウェアの申込用紙に必要事項を記入して、記名捺印の上、電子契約システムを利用して契約を締結する方法
 - (2) 当社所定の本ソフトウェアの申込用紙に必要事項を記入して、記名捺印の上、申込用紙を当社に提出する方法

(3) CCC の本ソフトウェアの申込ページから申し込む方法

(4) 当社の正規販売店を通じて申し込む方法

2. お申込者が本契約を申し込む際には、真正な情報を記入し、虚偽の内容や実在しない名称等で本契約を申し込むことはできません。
3. 当社は、受注審査の結果、お申込者からの本契約のお申し込みをお受けできないことがあります。
4. 当社がお申込者からの申込を承諾したことをもって、本契約の成立とします。

第 6 条 （著作権等の帰属）

1. 本ソフトウェアの著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定される権利を含みます。）及びその他の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾している者に帰属し、本契約の締結によって、これらの権利が当社又は当社に権利を許諾している者からお申込者へ移転するものではありません。
2. 当社は、お申込者に対して本ソフトウェアの使用を許諾する権利を有することを保証します。
3. 当社は、第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払います。
4. お申込者は、本ソフトウェアに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内容を通知して、当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をします。
5. お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自らの責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたります。
6. 本ソフトウェアに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなされ、当社が本ソフトウェアに関して第三者の知的財産権の侵害があったと判断したときは、当社の費用負担により、権利侵害している部分の変更又は継続使用のための権利取得のうちいずれかの措置を講じます。
7. 登録コンテンツの著作権は、お申込者又はお申込者に権利を許諾する者に帰属します。
8. お申込者は、登録コンテンツに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、当社の故意又は過失による場合を除き、第三者からなされた申立てを自らの責任と費用負担で解決し、当社に損害賠償の負担等を求めません。
9. 本 AI 生成物に係る著作権等の知的財産権は、外部 AI 提供事業者が定める利用規約等の条件に従いお申込者に帰属します。当社は本 AI 生成物について知的財産権を主張しません。ただし、お申込者が第三者の著作物に依拠して生成物を作成したときは、当該第三者からの必要な許諾をお申込者の責任で得るものとします。なお、当社は、生成物について知的財産権が成立すること、及び外部 AI 提供事業者の利用規約等において本 AI 生成物の知的財産権がお申込者に帰属すると定められていることについて、保証するものではありません。

第 7 条 （使用許諾）

1. お申込者は、本共通約款等をよく読んで同意の上、本ソフトウェアを使用します。
2. お申込者が本共通約款等に同意しない場合は、本ソフトウェアを使用することができません。
3. 当社は、本共通約款等に同意の上、当社と本契約を締結したお申込者に対して、日本国内における本ソフトウェアの非独占的で譲渡不能な使用权を許諾します。
4. お申込者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本ソフトウェアを第三者に再使用許諾することはできません。

5. 当社は、お申込者に対して、本ソフトウェア 1 ライセンスにつき 1 組のログイン ID 等を交付します。
6. お申込者は、当社指定サイトにログイン ID 等を入力して、本ソフトウェアを使用することができます。
7. 当社は、お申込者に本ソフトウェアのオンラインドキュメントを提供します。

第 8 条 （料金の支払い）

1. 本ソフトウェアの料金（オプションがあるときはこれを含みます。）は、初期費用及び月額費用から構成されます。
2. 初期費用の課金開始日は、月額費用の初回請求分の支払期日と同日とします。
3. お申込者は、当社と別途合意した本ソフトウェアの料金を本条及びお申込書又は CCC のお申込画面に定める方法で支払います。
4. 当社は、本ソフトウェアの請求書をお申込者に発行します。ただし、クレジットカード払いの場合は、請求書が発行されないことがあります。
5. 第 3 項及び第 4 項の規定は、お申込者が販売店を通じて本ソフトウェアの使用許諾契約を締結したときには適用されません。お申込者は、本ソフトウェアの料金を販売店に支払います。
6. 当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本ソフトウェアの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1 カ月以上前に告知することで、本ソフトウェアの料金を改定することができます。
7. お申込者が本契約を中途解約したときは、違約金が発生することがあります。詳細は、第 34 条第 2 項のとおりです。

第 9 条 （AI に関する情報の適切性等）

1. 本ソフトウェアが AI を利用している場合、お申込者は、本ソフトウェアに入力し、又は連携させるデータ（機密情報、個人情報等）について、個人情報保護法その他の法令及び第三者との間の秘密保持契約その他の取決めを遵守し、本ソフトウェアに適法に入力し又は連携させる正当な権限を有していることを表明し、保証します。
2. AI を利用する本ソフトウェアへのデータの入力又は連携は、お申込者の判断及び責任で行うものとします。当社は、データの入力若しくは連携又は AI による処理に関連してお申込者に発生した第三者との紛争及び損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. お申込者は、AI の特性上、本 AI 生成物に誤情報（ハルシネーション）又は不適切な表現が含まれる可能性があることを理解します。
4. 当社は、本 AI 生成物の内容の真実性、適法性（特定商取引法、消費者契約法、景品表示法、薬機法、金融商品取引法、商標法を含みますがこれらに限られません。）及び適切性等について、一切の責任を負わず、本 AI 生成物に起因する損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 10 条 （フリープランに関する特約）

1. フリープランの料金は、無償とします。
2. フリープランは、正規版とは仕様が異なり、機能の一部が制限されること及び保存可能なデータが正

規版と比較して小容量となることがあります。

3. 第 32 条（サービスの廃止）の規定にかかわらず、当社は、お申込者に事前に通知することなく、フリープランの提供の全部又は一部を廃止又は停止することがあります。この場合においても、お申込者は当社に対して、一切の異議を申し立てることができません。

第 11 条（プラン変更）

1. お申込者が本ソフトウェアのプランアップ又はプランダウンを希望するときは、CCC からプラン変更の申し込みを行うか、又は当社所定の申込書を当社に提出します。
2. お申込者は、本ソフトウェアの月額費用の課金開始日（プラン変更を行ったときは、プラン変更後の本ソフトウェアの課金開始日）から 1 年を経過する日までは、プランダウンを申し込むことができません。
3. プラン変更によって、旧プランの本ソフトウェアに保存されたデータは、原則として新プランの本ソフトウェアに引き継がれますが、システムの仕様上の制限等により、一部のデータが引き継がれない可能性があります。

第 12 条（ログイン ID 等の管理）

1. お申込者は、ログイン ID 等を秘密として管理し、第三者に開示又は漏洩することはできません。万が一、第三者がお申込者のログイン ID 等を不正に使用して、お申込者に損害が発生した場合においても、当社は、当社の故意又は過失による場合を除き一切責任を負いません。
2. 当社は、本ソフトウェアのメンテナンス等に必要なとき、又は当社の正当な権利行使に必要なときは、お申込者のログイン ID 等を使用して本ソフトウェア及び CCC にログインすることができます。

第 13 条（メンテナンス等による一時停止等）

1. 当社は、本ソフトウェア又は電気通信設備の保守・改修・点検・メンテナンスのため、お申込者に事前に通知の上本ソフトウェアの使用を制限し、又は一時停止することができます。ただし、緊急を要する場合には、事前の通知は不要とします。
2. 本ソフトウェアが当社の電気通信設備に著しい負荷を与えていると当社が判断した場合、当社は、当該負荷が解消されるまでの間、本ソフトウェアに関するトラフィックの制限をし、又は利用の一時停止を行うことができます。

第 14 条（禁止事項）

1. お申込者は、次の各号を行うことができません。
 - (1) 法令に違反すること。
 - (2) 本ソフトウェアの一部若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (3) 本ソフトウェアの模倣品又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。
 - (4) 本ソフトウェアの製品表示、著作権表示若しくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除又は改変すること。
 - (5) 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権が、あたかも当社以外の者に帰属するような表示をすることによって、第三者に誤認させること。
 - (6) 本ソフトウェアのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、

システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること。

- (7) 本ソフトウェアの構成部分を分離して使用すること。
 - (8) 当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害すること。
 - (9) 当社又は本ソフトウェアと同一又は類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること。
 - (10) 本ソフトウェアのネットワーク、通信回線又はシステム等に著しい負荷を与える可能性がある行為、本ソフトウェアの安定稼働を妨げる可能性がある行為を行うこと。
 - (11) 「クラウドサーカス商標使用ガイドライン」(URL: <https://cloudcircus.jp/legal/>) に違反する行為を行うこと。
2. 本ソフトウェアにメール送信機能がある場合、お申込者は、当該機能を利用して、以下の各号に定める行為を行うことができません。
- (1) あらかじめ送信先から同意を得ずに、電子メールを送信すること。
 - (2) 受信拒否の通知を行った者に対して、電子メールを送信すること。
 - (3) SPAM メールを送信すること。
 - (4) Spamhaus 等の SPAM 対策を目的としたブラックリストに登録されているメールドメインから電子メールを送信すること。
 - (5) 通信キャリアによって迷惑メールと判定される電子メール又はその可能性が高い電子メールを送信するなど、通信キャリアが不適切と考える行為を行うこと。
 - (6) 当社の指定する容量制限を超える電子メールを送信すること。
 - (7) 送信メールのエラー比率が 10%以上の送信先リストを利用するなど、実在性が不確かな複数の送信先に対して、電子メールを送信すること。
 - (8) 受信者に危害を加えるため、特定の送信先に大量の電子メールを送信すること。
 - (9) 第 16 条（禁止コンテンツ等）第 1 項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある電子メールを送信すること。
 - (10) その他当社が不適切と判断した電子メールを送信すること。
3. 本ソフトウェアが AI を利用する場合、お申込者は、次の各号に定める行為を行うことができません。
- (1) 本 AI 生成物について、人間による生成物であると偽ること。
 - (2) 本 AI 生成物について、専門家・有資格者が作成したものであると偽ること。
 - (3) 第 9 条第 1 項の規定に違反して、正当な権限を有しないデータを本ソフトウェアに入力し、または連携させること。
 - (4) 法令上資格が必要な行為（保険業法にもとづく保険募集、宅地建物取引業法にもとづく重要事項説明等）を AI に行わせること。
 - (5) 本ソフトウェアを債権回収、法的紛争に関する交渉に利用すること。
 - (6) 本ソフトウェアのプロンプト制御機能、ブロック機能、強制人的確認機能等の安全機能を回避・無効化する態様で利用し、又は不正な指示（プロンプトインジェクション）を入力すること、及び本ソフトウェアが付与した、AI 生成物である旨の表示等を削除すること。
 - (7) 本ソフトウェアをシステムの脆弱性診断・負荷試験を目的として利用すること。
4. お申込者が前 2 項のいずれかに違反したとき、又は違反している可能性が高いと判断される合理的な

理由があるときは、当社は、お申込者への催告なしに、直ちに、本契約の履行の全部若しくは一部を中止し、又は本ソフトウェアのメール送信機能を停止することができます。お申込者は、このことについて異議を申し立てないものとします。

5. お申込者のメールアドレスが Spamhaus 等のブラックリストに掲載された場合、若しくは通信キャリアによって、迷惑メールの送信元として判定された場合などに Spamhaus 等又は通信キャリアによってメールの配信ができなくなる可能性があります。お申込者はこのことについて、一切の異議を申し立てないものとします。
6. Spamhaus 等によってブラックメールリストに登録され、又は通信キャリアによってメール配信が停止されたときは、当社はブラックメールリストへの登録解除又はメールの配信再開を図るべく商業的に合理的な範囲で努めますが、これらが認められない場合においても、当社は、一切責任を負いません。

第 15 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お申込者は、当社に対して、カスハラ基本指針に掲げるカスタマー・ハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。
2. お申込者が、前項の規定に違反したときは、当社は、お申込者への役務の提供を中止することができます。この場合、当社はお申込者に対して、債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 16 条（禁止コンテンツ等）

1. お申込者は、次の各号に該当するコンテンツ又はそのおそれがあるコンテンツ（以下「禁止コンテンツ」といいます。）を本ソフトウェアに登録すること、又は本ソフトウェアを使用して第三者に公開することができません。
 - (1) アダルト、暴力、違法行為や自傷・自殺、動物虐待の誘引、ギャンブル、猟奇もの、公序良俗に反するもの。
 - (2) 法令に違反するもの、犯罪行為若しくは犯罪のおそれのある行為を行うことを目的としたもの。
 - (3) サイバー攻撃を目的としたもの。
 - (4) フィッシング詐欺又はその他の詐欺行為を行うことを目的としたもの。
 - (5) 他人の情報を詐取することを目的としたもの。
 - (6) サーバー等に乗っ取り、他のサーバー等への攻撃の踏み台とすることを目的としたもの。
 - (7) コンピュータウイルス、有害なコード、トロイの木馬、パスワード読み取りソフトウェア、スパイウェア、ランサムウェア又はマルウェアを含むもの。
 - (8) 他人の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害するもの。
 - (9) 他人の財産、プライバシー、肖像権又はパブリシティ権等を侵害するもの。
 - (10) 他人の名誉を毀損し、又は誹謗中傷するもの。
 - (11) 特定の宗教、人種、国若しくは地域の出身者、性的指向又は性別その他標的となりやすいグループへの差別的言動、偏った言及又は解釈など、中傷的又は悪意のあるもの。
 - (12) 不正確な医療情報を含むもの、違法若しくは過度な薬物の消費、未成年者による薬物、アルコール、たばこの消費を助長するもの。

(13)風俗営業、インターネット異性紹介事業、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、有害玩具、靈感商法の広告を含むもの。

(14)当社及び当社のグループ会社の運営を妨げ、若しくは信頼を毀損するもの。

(15)本ソフトウェアのアプリの申請及び登録先であるプラットフォーマー(アップル社又はグーグル社等)の規約で禁止されているもの。

(16)その他当社が不適切と判断したもの。

2. 当社は、お申込者に対して相当の期間を定めて、禁止コンテンツを削除するよう要請することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、お申込者が禁止コンテンツを削除しないときは、当社は自己の裁量にて禁止コンテンツを削除することができます。
4. 前項の規定に基づき、当社が禁止コンテンツを削除したときは、お申込者は、当社に対して一切の損害賠償請求及び補償を求めることができません。

第 17 条 (契約不適合責任)

1. 当社が本ソフトウェアの種類又は品質について本契約に適合しないこと(以下「契約不適合」といいます。)を発見し、契約不適合について、修補が必要と判断したときは、無償で本ソフトウェアを修補します。当社は、自己の裁量にて、契約不適合の修補の優先順位を決定することができ、本ソフトウェアの修補の時期をお申込者に確約する義務を負いません。
2. 前項によっても修補されない契約不適合が重大なため、お申込者が本契約の目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができます。なお、本契約の解除の効果は将来に向かってのみ生じ、過去に遡及しません。
3. 当社は、本ソフトウェアの契約不適合が軽微であって、本ソフトウェアの実質的な使用に影響を及ぼすものでなく、かつ、その修補に過分の費用を要する場合には、当該契約不適合の修補責任を負いません。
4. お申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果発生した不具合については、当社は一切責任を負いません。
5. 当社は、本条に定めるものの以外に、本契約に関し一切契約不適合責任を負いません。

第 18 条 (機能追加等)

当社は、自己の裁量で、本ソフトウェアを改変し、機能追加又は操作性の向上等を図ることができます。

第 19 条 (事故等の報告)

当社は、本契約の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、当該事故発生の帰責のいかんにかかわらず、直ちにその旨をお申込者に報告します。

第 20 条 (再委託)

1. 当社は本契約の履行の一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。
2. 当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、本契約の履行に関する再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負います。

第 21 条 (秘密保持)

1. お申込者及び当社は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「秘密情報」といいます。)を、相手方の事前の書面によ

る承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用しないものとします。

- (1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報
 - (2) 相手方から口頭若しくは映像等により開示を受け、その2週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報
 - (3) 本ソフトウェアのソースコード及びシステム設計書等の技術情報
 - (4) 本ソフトウェア上に保存された情報
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本ソフトウェア上に保存された情報を以下の各号の目的に限り利用することができます。当社は、本ソフトウェア上に保存された情報を目的外に利用しないものとし、お申込者の同意なく第三者に提供しません。
- (1) 本ソフトウェアの提供、維持のため
 - (2) 料金請求、課金計算のため
 - (3) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (4) システムの維持、不具合対応のため
 - (5) 各種統計情報の作成のため
3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本ソフトウェアの設定にて公開指定されたときは、本ソフトウェアに保存された情報は、指定の範囲内で第三者に公開されます。
4. 当社は、以下の各号の利用目的のために、お申込者の本ソフトウェアの操作履歴等の情報を取得することがあります。当社が当該情報を取得したときは、これを目的外に利用しないものとし、お申込者の同意なく、当該情報を第三者に提供しません。
- (1) 本ソフトウェアの提供、維持のため
 - (2) 料金請求、課金計算のため
 - (3) アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - (4) システムの維持、不具合対応のため
 - (5) 各種統計情報の作成のため
 - (6) 製品の開発、機能改善及びサービスの品質向上に向けた各種分析のため
5. 前各項の規定にかかわらず、お申込者及び当社は、次の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができます。
- (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
 - (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、証券取引所の規則、命令若しくは要請に従い開示する場合
 - (3) 当社が、再委託先に対して秘密保持義務を課した上で、業務を遂行するために必要な秘密情報を開示する場合
6. 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外されます。
- (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報

- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- 7. お申込者及び当社は、秘密情報の複製物についても秘密情報と同等に取り扱うものとします。
 - 8. お申込者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄若しくは相手方に返却します。
 - 9. お申込者は、本契約に関連して当社より開示された情報に基づき、特許、商標又は実用新案等の出願等を行うことはできません。
 - 10. 当社は、お申込者又はその他の第三者によって、本ソフトウェアが犯罪行為又はそのおそれがある行為に利用された可能性があるとは合理的に判断したときは、犯罪捜査及び犯罪抑止のため警察に通報・相談するとともに、行政機関及び被害者その他の利害関係を有する可能性が高い第三者に報告を行うことができます。
 - 11. 本条の規定は、本契約終了後も、引き続き効力を有します。

第 22 条（個人データの取扱い）

- 1. 本条は、当社がお申込者から個人データの取り扱いの委託を受ける場合に適用されます。
- 2. 当社が、委託個人データを取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法令及びガイドラインを遵守するとともに、商業的に合理的な範囲でお申込者からの指示に従います。
- 3. 当社は、委託個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の委託個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 4. 当社は委託個人データを本契約の履行及びお申込者から明示された個人情報の利用目的の範囲内でのみ利用し、他の目的で委託個人データを利用しません。
- 5. 当社はお申込者から委託個人データの管理状況に関する報告を求められたときは、速やかに、かつ真摯に対応します。
- 6. 当社は、委託個人データへの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用、毀損等の事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨をお申込者に報告し、自らは是正及び被害の拡大防止に努めます。

第 23 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者及び当社は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせ、又は担保に供することができません。

第 24 条（バックアップ）

お申込者は、自己の責任において本ソフトウェアに登録又は保存したデータのバックアップを行うものとします。当社は、当該データの消失・毀損について、責任を負いません。

第 25 条（サポート）

- 1. 当社は、電子メール、チャット及びマニュアルを提供する方法により本ソフトウェアのサポートを実施します。
- 2. お申込者が選択した本ソフトウェアのプランに「プレミアムサポート」が含まれる場合、お申込者は、「プレミアムサポート」を受けることができます。「プレミアムサポート」の詳細は、下記の URL の

とおりです。

・プレミアムサポート

(URL : https://cloudcircus.jp/company/info/cc_plan/premium_support/)

第 26 条 (通知)

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所
 - (3) 電子メールアドレス
 - (4) 電話番号
 - (5) 合併、会社分割、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
2. 当社が、お申込者登録情報の住所又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てることができません。

第 27 条 (免責)

1. 当社は、本ソフトウェアについて、明示黙示を問わず、商品性、お申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しないものとします。
2. 当社は、本ソフトウェアの安定稼働に努めるものとしますが、本ソフトウェアの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本ソフトウェアの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証するものではありません。
3. 当社が第 13 条（メンテナンス等による一時停止等）に基づき、本ソフトウェアの使用許諾を一時停止し、又はトラフィックの制限等の措置を行った場合において、お申込者に損害が発生したとしても、当社は、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負いません。
4. お申込者は、本ソフトウェアを使用するために必要な通信回線及び PC 端末等を、自己の費用負担で用意します。
5. 以下の各号が原因で、本ソフトウェアが動作せず、又は動作が遅くなり、若しくは誤作動したことなどにより、お申込者に損害が生じた場合、当社は、免責されます。
 - (1) 本ソフトウェアの誤使用
 - (2) 当社の指定する動作環境外での本ソフトウェアの使用
 - (3) インターネットの通信環境の良好でないとき
 - (4) 本ソフトウェアへのアクセスの集中
6. 本条のいずれかに該当する場合、お申込者はライセンス料及び月額費用等の免除を受けることができません。
7. 本ソフトウェアと連携する第三者の外部サービスの利用の可否は、お申込者が、自身の裁量と責任において決定します。外部サービスに起因する問題は、お申込者と外部サービスを提供する第三者との間で解決するものとし、当社は外部サービスに起因する損害について、一切責任を負いません。

第 28 条 (損害賠償)

1. 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償は、自らの責めに基づく事由によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社及びお申込者は、本ソフトウェアの使用に付随若しくは関連して生じる逸失利益、間接的若しくは特別な事情による損失及び損害について、一切責任を負いません。
2. 当社及びお申込者が相手方に対して負担する損害賠償額の上限は、損害の発生原因となった本ソフトウェアの月額費用の3カ月分とします。なお、複数の本ソフトウェア又はクラウドサービスがセットとなった商品の損害賠償責任は、当該セットの月額費用の3カ月分を損害賠償額の上限とします。
3. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の本ソフトウェアの損害賠償の上限は以下の各号のとおりです。
 - (1) ライセンス料を損害賠償の上限とするソフトウェア
 - ① COCOAR (Pro、Standard、Premium、Business、Business Pro)
 - ② ActiBook (CloudSuite Full、CloudSuite Light、Suite、Download、Limited Download)
 - ③ AppGoose Business
 - ④ creca Business
 - ⑤ オフライン閲覧キット
 - (2) 月額費用の2カ月分を損害賠償の上限とする本ソフトウェア
 - ① COCOAR Spot
4. 前各項の規定にかかわらず、お申込者が、当社の知的財産権又は当社に権利を許諾している者の知的財産権を侵害したとき、第14条（禁止事項）、第16条（禁止コンテンツ等）に違反したとき、又はお申込者によるその他の重大な契約違反があったときは、第1項から第3項までに定める損害賠償の制限は適用されず、お申込者は、当社に対して、相当因果関係の範囲で損害賠償責任を負います。
5. 前各項の規定にかかわらず、お申込者が連続して本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を48時間以上使用できなかったことにより発生した損害について、当社が負担する賠償額は下記の計算式で算出された金額とします。

記

損害賠償額 = 使用できなかった本ソフトウェアの月額費用 × 使用できなかった日数 ÷ 30

以上

6. 本ソフトウェアの全部又は重要な機能の一部を連続して使用できなかった時間が48時間未満の場合は、お申込者は当社に損害賠償を請求することができません。
7. 前各項の規定にかかわらず、当社は、フリープランの本ソフトウェアについては、自らに故意又は重過失のある場合に限り損害賠償責任を負うものとし、また、賠償額の上限は1,000円とします。
8. 当社の販売店である当社の関係会社（以下「本関係会社」といいます。）とお申込者間の本ソフトウェアの使用許諾契約に関連して発生した損害については、当社及び本関係会社が連帯して本共通約款に規定される範囲で損害賠償責任を負います。
9. 本ソフトウェアの使用許諾に関して、当社及び本関係会社がお申込者に対して負担する損害賠償責任は、本条に定めるものが全てであり、お申込者は、本条に定める範囲を超えて当社及び本関係会社に対して損害賠償請求をすることができません。

第29条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守する

ことを確約します。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

① 反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

② 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(4) 自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、実質的に経営を支配する者をいう。)、親会社・子会社が前三号のいずれにも該当しないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと。

① 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

④ その他前①から③までに準ずる行為

2. お申込者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができます。

3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。

4. 第2項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求をすることができません。

第30条 (クーリングオフの適用対象外)

本ソフトウェアは、お申込者が営業のため、又は営業として使用する事業者向けのソフトウェアです。このため、本契約はクーリングオフの適用対象外となります。

第31条 (契約解除及び期限の利益喪失)

1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方へ催告することなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本ソフトウェアの使用許諾を一時停止することができます。

(1) 本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を2週間以上経過しても支払わないとき。

(2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。

(3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。

(4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき。

(5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。

(6) 第14条(禁止事項)又は第29条(反社会的勢力の排除)に違反したとき。

(7) 重大な過失又は背信行為があったとき。

2. お申込者又は当社が相当の期間を定めて催告した後も、相手方の契約違反状態が是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。
3. 第1項各号のいずれか又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。
4. お申込者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員の返金を受けることができません。

第32条（サービスの廃止）

当社は、3カ月以上前にお申込者に通知することで、本ソフトウェアに関連するサービスの提供の全部又は一部を廃止することができます。

第33条（契約期間）

1. 本契約の満了日は、月額費用の課金開始日から1年を経過した日とします。お申込者又は当社が相手方に対して本契約の満了日の1カ月前までに本契約の終了の意思表示をしないときは、本契約は1カ月間同一条件で延長され、以降も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、お申込者が行政機関又は地方自治体等のときは、契約期間の終了日を当該年度の最終日（3月31日）までとすることができます。

第34条（中途解約）

1. お申込者が、本契約の解約を希望する場合、当社所定の解約申込書を当社に提出します。お申込者と当社は、協議の上、本契約の解約日を決定します。
2. お申込者が、自己の都合により本契約を満了日の前に中途解約（プランダウンのための既存の契約の中途解約を含みます。）をするときは、解約金として解約日から本契約の満了日に至るまでの残存期間分の月額費用（月額オプション費用があるときはこれを含みます。）の合計を当社に支払います。お申込者が本契約に違反して当社から本契約を解除された場合も同様とします。
3. プランアップのための既存の契約の解約については、前項に規定される解約金は発生しません。

第35条（データの削除）

1. お申込者は、本契約の終了後直ちに、当社が管理するサーバー又はクラウド環境に保存されたデータへのアクセス及びその利用ができなくなることをあらかじめ承諾します。
2. 当社は、本契約の終了後、お申込者に通知することなく、前項のデータを削除することができます。
3. 前2項の規定にかかわらず、本ソフトウェアに登録又は保存したデータの保存期間は、当社のサポートサイトに記載のとおりです。お申込者は、本契約の有効期間中であっても、データの保存期間経過後は、当該データが消去されることについて、あらかじめ承諾し、当社に対して一切の異議を申し立てません。

第36条（導入事例の掲載許可）

お申込者は、当社から協力要請があったときは、本ソフトウェアの導入事例を当社及び当社の子会社のWebサイト及びパンフレット等に掲載することについて、可能な範囲でこれに協力します。当社が、導入事例を掲載する際は事前にお申込者に掲載内容を確認します。

第37条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、落雷、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力に

よる本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の債務不履行、履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をします。

第 38 条（残存条項）

本契約の終了後も、第 6 条（著作権等の帰属）、第 14 条（禁止事項）、第 23 条（権利義務の譲渡禁止）、第 27 条（免責）、第 28 条（損害賠償）、第 35 条（データの削除）、本条、第 39 条（準拠法及び管轄合意）から第 44 条（解釈）までの条項は、引き続き有効とします。

第 39 条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法によって解釈されます。
2. お申込者及び当社は、本契約に関して生じた一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 40 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、双方誠意をもって協議し決定します。

第 41 条（権利の非放棄）

いずれかの当事者が本契約の条項のいずれか、又はこれに関する権利のいずれかの実行を行わず、又は本契約上の選択権の行使を行わない場合であっても、かかる条項・権利・選択権を放棄したものとみなされることはなく、また、いかなる意味でも、本契約の有効性に影響を与えません。また、いずれかの当事者がかかる条項、権利又は選択権の行使を怠った場合であっても、後に同一又は他の条項、権利又は本契約上の選択権を実施し又は行使することを妨げません。

第 42 条（可分性）

本契約の条項のいずれかが、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断された場合であっても、本契約の残りの条項はなお有効とします。

第 43 条（完全合意）

1. 本契約は、本ソフトウェアを使用する権利の許諾に関して、当事者間の完全かつ唯一の合意を構成しており、当事者間に存している従前の書面・口頭による一切の合意は効力を失います。
2. 本契約の変更は、双方当事者が署名した書面によってのみ行うことができます。
3. 本契約の最終的な言語は日本語とします。日本語版と他の言語版の間で相違がある場合、日本語版があらゆる点で優先して適用されます。

第 44 条（解釈）

別段の定めがない限り、本契約においては次のとおり解釈されます。

- (1) 単数は複数を含み、複数は単数を含みます。
- (2) 本契約、他の契約又は書面の当事者は、その当事者の承継人及び許された代理人及び譲受人を含みます。
- (3) 書面とはファックス、電子メール及び確実かつ永久的に読むことができる複製可能な方法手段を含みます。

以上
クラウドサーカス株式会社

2017 年 5 月 9 日施行
2017 年 8 月 22 日改訂
2018 年 2 月 1 日改訂
2018 年 10 月 30 日改訂
2019 年 3 月 22 日改訂
2019 年 11 月 18 日改訂
2020 年 4 月 17 日改訂
2020 年 9 月 22 日改訂
2020 年 10 月 7 日改訂
2020 年 10 月 21 日改訂
2020 年 11 月 25 日改訂
2021 年 1 月 4 日改訂
2021 年 4 月 19 日改訂
2021 年 5 月 21 日改訂
2021 年 7 月 1 日改訂
2022 年 3 月 17 日改訂
2022 年 5 月 6 日改訂
2022 年 7 月 1 日改訂
2022 年 8 月 15 日改訂
2022 年 12 月 21 日改訂
2023 年 3 月 27 日改訂
2023 年 8 月 22 日改訂
2023 年 9 月 25 日改訂
2023 年 10 月 25 日改訂
2024 年 1 月 5 日改訂
2024 年 2 月 9 日改訂
2024 年 12 月 2 日改訂
2025 年 2 月 3 日改訂
2026 年 4 月 5 日改訂
2026 年 10 月 16 日改訂